別表六（九）　一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否			

試験研究費の額		1		円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		
	控除対象試験研究費基準額 (2)＋(3)	4		
	(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5		内
	控除対象試験研究費の額 (4)又は((5)×50、60又は70/100＋(4)－(5))	6		内
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	7		
	増減試験研究費の額 (1)－(7)	8		
	増減試験研究費割合 (8)/(7)	9		
令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合の試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	10		円
	試験研究費割合 (1)/(10)	11		
税額控除割合の計算	設立事業年度の場合又は(7)＝0の場合	12		0.085
	(11)＞10％の場合の控除割増率 ((11)－10/100)×0.5 (0.1を超える場合は0.1)	13		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (9)＞12％の場合 11.5/100＋((9)－12/100)×0.375	14		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 0≦(9)≦12％の場合又は(9)≦12％かつ令和8年3月31日以前に開始した事業年度の場合 11.5/100－(12/100－(9))×0.25 (0.01未満の場合は0.01)	15		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (9)＜0かつ令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場合 8.5/100＋(9)×8.5/30 (マイナスの場合は0)	16		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 税額控除割合 ((12)、(14)、(15)又は(16))＋((12)、(14)、(15)又は(16))×(13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	17		
税額控除割合の計算	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 (9)＞15％かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 11.5/100＋((9)－15/100)×0.375	18		
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 3％＜(9)≦15％の場合又は(9)＞3％かつ令和11年4月1日以後に開始する事業年度の場合 8.5/100＋((9)－3/100)×0.25	19		
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 (9)≦3％の場合 8.5/100－(3/100－(9))×8.5/13 (マイナスの場合は0)	20		
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 税額控除割合 ((12)、(18)、(19)又は(20))＋((12)、(18)、(19)又は(20))×(13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	21		
税額控除限度額 (6)×((17)又は(21))		22		円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)		23		
当期税額基準額の計算	(11)＞10％の場合の特例加算割合 ((11)－10/100)×2 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	24		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (9)＞4％の場合 ((9)－4/100)×0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	25		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (9)＜マイナス4％の場合((11)＞10％の場合を除く。) ((9)＋4/100)×0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	26		
	令和9年3月31日以前に開始する事業年度の場合 当期税額基準額 ((23)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋(((24)と(25)のうち高い割合)又は(26)))	27		円
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 (9)＞7％かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 ((9)－7/100)×0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	28		
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 (9)＜マイナス1％かつ令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合((11)＞10％の場合を除く。) ((9)＋1/100)×0.625 (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	29		
	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合 当期税額基準額 ((23)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋(((24)と(28)のうち高い割合)又は(29)))	30		円
当期税額控除可能額 ((22)と((27)又は(30))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)		31		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)		32		
法人税額の特別控除額 (31)－(32)		33		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）